　令和２年７月２７日

保護者　様

荒尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の出席等の扱いについ

て(お知らせ)

６月１日より学校を再開し、約２か月間新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら教育活動を行って参りました。その間には、大雨の被害もあり保護者の皆様には、多くのご心配とご苦労をおかけしております。

さて、７月２３日からの連休中に本市や近隣の市町において感染確認が相次ぎ多くの皆様が不安な日々をお過ごしのことと存じます。

標記の件につきまして、下記のとおり出席停止の基準と期間を決め新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒のお休みは、欠席ではなく出席停止とすることといたしております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

但し、今後の感染拡大状況の変化によっては、随時対応を見直し改めて変更をお知らせいたします。

記

１　出席停止の基準及び停止の期間

　　　　　　【基　準】　　　　　　　　　　　　　【期　間】

1. 児童生徒の感染が判明した場合　　　・治癒するまで
2. 児童生徒が感染者の濃厚接触者に　　・感染者と最後に濃厚接

特定された場合　　　　　　　　　　　触をした日の翌日から２週間

1. 児童生徒等がPCR検査を受けるこ　　・陰性と判明するまでの期間

とが決定した場合

1. 児童生徒に発熱等かぜの症状や息　　・症状がみられなくなるまで

苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障が

い等の症状が見られる場合がみら

れる場合

1. 海外から帰国し、政府から自宅待　　・政府から要請された期間

機を要請された場合

1. その他、校長が出席停止を必要と　　・校長が必要と認める期間

認める場合

　（７）「新しい生活様式」を踏まえた学校の ・同居の家族に症状がみられな

行動基準に係る感染レベル２、３に　　くなるまで

該当する際、同居の家族等に発熱等

のかぜ症状が見られる場合

※上記(６)について､感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒につ

いては保護者の同意のもと校長が出席停止として取り扱うことができる。

※上記（７）については、７月２８日現在熊本県は、「新しい生活様式」を

踏まえた学校の行動基準に係る感染レベルでレベル２の「感染拡大注意都道府県」に相当、熊本県のレベルでレベル３の「警報」に該当しています。

２　留意点

○登校に際しては、毎朝体温の測定と体調の確認をし、発熱や少しでも味

覚、嗅覚の異常があれば無理をせず登校を控えてください。

　　○児童生徒の登校に際して､不安や疑問がある場合は遠慮なく学校や教育委員会にご相談ください。

　　○出席停止の期間中は、学校より適切な課題を与えたり、家庭訪問や電話等で連絡を取ったりするなど、学習の遅れが生じないように対応いたします。